2000年11月9日 (平成12年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 山本 章

入学業務及び学生指導業務に係るコンピュータ利用について (答申)

2000年(平成12年)10月26日付けで諮問された、入学業務及び学生指導業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- (1) 藤沢市立看護専門学校では、3年間の在学中、学内における講義が63科目 (73単位)、臨時実習が7領域17科目(23単位)でカリキュラムを運営 し、学生の指導を行っている。
- (2) 指導要録及び成績表については、昭和45年の開校以来、職員が手作業で文書管理をしてきたが、中でも在学生の成績集計整理が極めて煩雑で事務処理に 多大な時間を要している。

また、入学試験の受験者登録及び試験結果についても、同様な事務処理を行っている。

(3) このようなことから、入学試験の受験者登録、試験結果、指導要録及び成績表(以下「学籍簿等」という。)を磁気ディスク化し、学生に関する情報をCD-R及びフロッピーディスクに記録することにより、学籍簿等の一括した管理が可能となり、成績証明書等の作成も迅速かつ正確になり事務処理の効率化が図られる。

(4) 本システムは「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、日常的な処理体制及び安全対策としては、学籍簿等における個人情報の保護及び安全確保を図るため、「入学・学生指導システム個人情報取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

学籍簿等の文書管理を手作業で行うには多大な時間を要するが、磁気ディスク化することで、学籍簿等の一括した管理が可能となり、正確かつ効率的な事務処理ができることからも、コンピュータ利用の必要性は認められる。

(2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは 学籍簿等における必要最小限の項目であると認められる。

受験者の氏名・生年月日・住所・卒業校の学習成績・健康状況・入学試験の成績・適性検査結果、保護者(保証人)の氏名・住所、在学生の各科目の成績・健康状況・学生所見・出欠席時間数

(3) 他のファイルとの結合

学籍簿等におけるシステムは、事業主管課において単体のパーソナルコンピュータを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合はなく、個人情報の加工処理はされないと考えられる。

(4) 安全対策

学籍簿等の処理に当たっては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「入学・学生指導システム個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以上